

令和6年第3回穴水町議会9月定例会会議録

招 集 年 月 日 令和6年9月3日(火)

招 集 場 所 穴水町議会議場

出 席 議 員 (10名) 議長 佐藤 豊 副議長 小谷 政一

1番 宮本 浩司 7番 伊藤 繁男

4番 湯口 かをる 8番 小泉 一明

5番 山本 祐孝 9番 小坂 孝純

6番 大中 正司 10番 浜崎 音男

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長 吉村 光輝 副町長 宮崎 高裕

教 育 長 大間 順子

総務課長 北川 人嗣 復旧復興 黒田 篤史
対策室長

環境安全課長 荒木 秀人 税務課長 出水 幸織

住民福祉課長 笹谷 映子 子育て健康課長 谷口 天洋

観光交流課長 小林 建史 地域整備課長 金谷 康宏

上下水道課長 勝本 健一 会計課長 岡浦 祥美

教育委員会 松尾 美樹 総合病院 橋本 真
事務局 長

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 藤谷 寿美 次長 諸橋 徳子 係長 龍池 公子

令和6年第3回穴水町議会9月定例会日程表

	月 日	曜日	時 間	議 事
第1日	9月3日	火	午前10時	(開 会) 第1、会議録署名議員の指名 第2、会期の決定 第3、町長提出議案等の提案理由の説明 第4、人事案件の採決 第5、諸般の報告 (散 会、議員協議会)
第2日	9月4日	水		休 会
第3日	9月5日	木		休 会
第4日	9月6日	金		休 会
第5日	9月7日	土		休 日
第6日	9月8日	日		休 日
第7日	9月9日	月		休 会
第8日	9月10日	火	午後1時30分	(本会議再開) 第1、一般質問 第2、議案等に対する質疑 第3、議案等の常任委員会付託 第4、議案等の予算決算特別委員会付託 (散 会)
第9日	9月11日	水		休 会
第10日	9月12日	木	午前10時 午後1時30分	総務産業建設常任委員会 教育民生常任委員会
第11日	9月13日	金	午前9時30分	予算決算特別委員会
第12日	9月14日	土		休 日
第13日	9月15日	日		休 日
第14日	9月16日	月		休 日(敬老の日)
第15日	9月17日	火	午前9時30分	予算決算特別委員会
第16日	9月18日	水	午前9時	予算決算特別委員会(現地審査)
第17日	9月19日	木		休 会
第18日	9月20日	金	午前10時	(本会議再開) 第1、常任委員会付託議案等の委員長報告 第2、常任委員会委員長報告に対する質疑 第3、討論・採決 第4、予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告 第5、予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑 第6、討論・採決 第7、閉会中の継続審査及び調査 (閉 会)

町長から本会議に提出された議案は、次の21件であった

- 議案第25号 穴水町教育委員会委員の任命について
- 議案第26号 穴水町教育委員会委員の任命について
- 議案第27号 令和6年度穴水町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 令和6年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第29号 令和6年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 令和6年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第31号 令和6年度穴水町病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第32号 令和6年度穴水町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第33号 穴水町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 穴水町令和6年能登半島地震復興基金条例について
- 議案第35号 財産の取得について
- 議案第36号 財産の取得について
- 議案第37号 財産の取得について
- 議案第38号 町道の認定について
- 議案第39号 令和5年度穴水町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第40号 令和5年度穴水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第41号 令和5年度穴水町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第42号 令和5年度穴水町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議題第43号 令和5年度穴水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議題第44号 令和5年度穴水町病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 議題第45号 令和5年度穴水町水道事業会計歳入歳出決算認定について

町長から本会議に提出された報告は、次の1件であった

- 報告第22号 穴水町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

本会議に提出された議会報告は、次の3件であった

- 議会報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率報告書について
- 議会報告第5号 例月出納検査の結果報告について
- 議会報告第6号 令和5年度（一財）穴水町文化・スポーツ振興事業団事業報告及び収入支出決算書の報告について

◎議事日程

- 日程第1、会議録署名議員の指名
- 日程第2、会期の決定
- 日程第3、町長提出議案等の提案理由の説明
- 日程第4、人事案件の採決
- 日程第5、諸般の報告

議 事 の 経 過

◎開会

(午前10時00分開会)

○議長（佐藤豊）

ただ今から、令和6年第3回穴水町議会9月定例会を開会いたします。
ただ今の出席議員数は10名です。全員出席でありますので本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤豊）

日程に基づき、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、穴水町議会会議規則第126条の規定により、5番 山本祐孝議員及び6番 大中正司議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤豊）

次に、「会期の決定の件」を議題にいたします。お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より9月20日までの18日間にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日より9月20日までの18日間に決定いたしました。

これに基づく議事日程は、お手元へ日程表を配布してありますので、ご確認願います。

◎町長提出議案等の提案理由の説明

○議長（佐藤豊）

次に、町長提出議案21件及び報告1件を一括議題にいたします。

これより、町長提出議案等の提案理由の説明を求めます。

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

本日ここに、令和6年第3回穴水町議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

先日、九州地方や太平洋側を中心に被害のあった台風10号は、勢力を落とし、当町への直接の被害はなかったものの、今後、台風が多発する季節でもあり、今一度、危険箇所を点検し、いつ起こるかわからない災害に備えてまいりたいと思います。

さて、1月1日に発生した令和6年能登半島地震から早いもので8ヶ月が過ぎました。自宅が被災された皆様につきましては、ようやく全員が避難所から、自宅又は応急仮設住宅、みなし仮設住宅に移り、自宅の修繕や再建に向け、難しい判断をされている日々だと感じております。

議員の皆様方におかれましても、それぞれにおいて、地震の被害に見舞われた、多くの被災者から様々なご相談やご意見を伺っているかと存じます。

このような中ではありますが、復興の第一段階である仮設住宅の建設については、町が発注した532戸の全てが完成し、最大58カ所、3,800名が避難されていた町内避難所も、予定どおり先月8月12日をもって、全て閉鎖をすることができました。各仮設住宅団地においては、順次、自治会が設立されるなど、少しずつではありますが、新たなコミュニティも形成されております。

そして、第二段階である公費解体についても、8月末現在ではありますが、住家・非住家を合わせた申請件数2,304棟の内、19.1%にあたる440棟が解体済みとなっており、今後、解体業者が増員されると、更に解体が進み、復旧・復興の速度も増すのではないかと考えております。

さらに、復興の道しるべとなる町の復興計画であります。復興計画策定委員会が4回、復興未来づくり会議が2回、住民説明会は7月20日から8月4日にかけて、全地区を6会場に分け実施し、さらに、7月中旬から19歳以上の全町民に配布した、住民アンケートにつきましては、55.7%の方から回答があり、予想を上回る回収率で、町民の関心度の高さを物語っていると感じており、今後、復興未来づくり会議や住民説明会であった町民のご意見、ご提言を含めしっかりと復興計画に反映させてまいりたいと考えております。

そして、先月23日に復旧・復興の財源として大変期待される石川県の「令和6年能登半島地震復興基金」539億円の配分方法の全体像と、その基本メニューの27事業について、その概要が提示されました。

国の支援制度の隙間となる事業で、被災者・被災事業者・地域の負担軽減に資するソフト事業が中心となります。今回、本町では9月補正予算において、既存の予算の拡充を含め、17事業について、いち早く予算計上をすることといたしました。

特に関心の高い地区集落の神社などの再建に係る地域コミュニティ施設等再建支援事業では、補助率を熊本県の2分の1から今回、石川県では4分の3に拡充し、最大1,200万円まで助成することといたしました。祭りの再開など、地域コミュニティの場の早期の復旧につながることを期待するものであります。

また、6月補正で計上した被災宅地復旧支援事業については、県が定める補助率3分の2から、町単独で補助率を6分の5まで引き上げ、自宅の再建に向けた被災者の負担軽減に努めてまいります。

さらに、仮設住宅の高齢者世帯などを見守る緊急通報システムの設置や、仮設住宅の自治会の活動運営支援など、被災者の「暮らしとコミュニティの再建」や「生業の再建」に加え、「誰もが安全・安心に暮らし、学ぶことができる環境・地域づくり」など、被災者に最大限寄り添った内容になっております。

今後は、石川県で追加される新事業や町独自で事業化できる枠配分についても、できるだけ早急に事業化し、町民の復旧・復興に役立ててまいりたいと考えております。

そして、今回の9月補正において、国、県の支援事業とは別に、町単独の支援事業として、三つの事業を追加提案することといたしました。

まず、一つ目ではありますが、住宅の被害を受けた方の新たな住宅取得や再建に要する費用について、国の生活再建支援金、地域福祉給付金や義援金などの支援に加え、町独自の住宅取得支援事業として、さらに100万円を支給し、少しでも町内での自宅再建と定住を促したいと考えております。

次に、二つ目は、住宅の応急修理制度についてです。これまでは、半壊以上の世帯に70万6,000円を、準半壊世帯に34万3,000円を上限とする助成でありましたが、準半壊や一部損壊の世帯でも、屋根瓦の修理や、エコキュート等倒壊等で、予想以上

の損害を受けており、今回、町独自で住宅等復旧支援事業を新設し、準半壊の修理について36万3,000円を、一部損壊の修理に34万3,000円を上乗せ助成し、一段階格上げした幅広い支援をすることといたしました。

さらに三つ目は、地震により多くの墓石が倒壊しておりますが、その復旧を手助けする費用として、修理費用の2分の1、一世帯当たり最大10万円を補助することで、被災者の負担軽減と祖先の供養の手助けをしたいと考えております。いずれも1月に遡り、遡及適用いたします。

この三つの事業の総額は、7億円を越えるものとなりますが、少しでも被災者の復旧・復興の一助にいたしたいと考えており、ご理解賜りますようお願いいたします。

それでは、改めまして本定例会に提案いたしました議案21件、報告1件についてその大要をご説明いたします。

まず、最初に人事案件2件であります。

議案第25号及び26号「穴水町教育委員会委員の任命について」であります。令和6年9月30日で任期満了となる現委員の大家志夫氏と小林由紀子氏を引き続き任命いたしたく、ご提案しますので、何卒ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

次に、補正予算についてであります。

まず、議案第27号「令和6年度穴水町一般会計補正予算（第3号）について」であります。歳入歳出それぞれ12億2,940万円を追加し、総額を192億9,620万円とするものであります。

その内、地震関連予算は、10億8,700万円余りで、当初予算、補正予算を含めると、総額129億6,300万円余りと、予算総額の67%を占めるものであり、令和5年度の地震関連予算を含めると、総額で195億円を越えるものとなります。

主なものをご説明致します。

まず、総務費について、「地域コミュニティ施設等再建支援事業」予算として概算ではあります。6,000万円を、民生費において、仮設住宅の「被災者支援見守り強化事業」として約150世帯を対象に総額340万円余を、さらに、民生費の災害救助費において「能登半島地震住宅取得支援事業」として、本年度の新築件数を50件と試算し、その予算として5,000万円を計上いたしました。

衛生費においては、仮設住宅の孤立化を防ぐ料理教室の開催など、ボランティア団体による支援活動の費用として300万円を、県復興基金メニューの「共同墓地復旧事業」については、2箇所分として2,400万円を計上し、町単独事業の「墓石等復旧支援事業」については、年度完了分を800基と推定し、総額8,000万円を計上したところであり、

土木費では、準半壊や一部損壊の「住宅等復旧支援事業」に係る補助金について、700世帯分、総額2億5,000万円と「宅地復旧支援事業」の補助率のかさ上げ分として

1, 300万円を、さらに、土砂災害特別警戒区域内被災者の住宅移転や補強に要する費用については、最大300万円を補助する予算に3, 750万円を計上いたしました。

教育費では、震災を契機に、全国から多くの支援者とのオンラインでの交流活動について、国の「デジタル田園都市交付金」を活用して、その設備の整備費用について、小中学校総額で336万円余りを計上したところであります。

災害復旧費においては、下唐川地区と甲地区をモデル地区として、農村地域のコミュニティ活動や農地保全活動について、県の10分10の負担で、それぞれ100万円、総額200万円を計上した他、地区管理の水道復旧事業や歴史民俗資料館や中居鋳物館の文教施設の実施設計委託費用に加え、し尿処理場や消防署の復旧費用などについて、総額4, 700万円余りを計上し、早期の復旧を図りたいと考えております。

次に、地震関連以外の通常予算の主なものについてご説明いたします。

民生費において、令和3年度から実施している、住民税非課税世帯などの低所得者への物価高騰対応給付金支給事業として、能登半島地震被災世帯を含む1, 520世帯を対象に、事務費用を含め、総額9, 500万円余りを計上いたしました。

また、衛生費において、1, 700人分の新型コロナウイルスのワクチン接種費用の一部助成費用について、1, 770万円余りを追加で計上いたします。

さらに商工費では、国のデジタル田園都市交付金を活用した「チャレンジショップを核とした賑わい創出事業」として、中心市街地にその拠点施設を整備する費用として900万円余りを計上致しました。

その他、急傾斜防止対策事業や、町民ソフトテニスコートの修繕工事費などを計上したところであります。

以上が、令和6年度9月補正予算における主要施策の概要であり、この財源については、国庫、県費補助金、合わせて5億7, 600万円余りと地方債5, 040万円余りに加え、繰入金5億3, 700万円と前年度繰越金5, 100万円などを充てております。

なお、繰入金につきましては、令和5年度補正予算で積立した「災害対策基金」から5億3, 600万円を地震関連予算の財源に繰り入れした他、先日、石川県が、「復興基金」の中で、地域の実情に応じた施策を機動的に実施できるように、県の9月補正予算において、枠配分として県全体で50億円を支給することになり、当町への配分金額は、財政力や高齢化率を考慮し、3億8, 814万4, 000円となったところであります。

この配分額については、今回、新たに設置する「穴水町令和6年能登半島地震復興基金」に一旦全額を積み立てることとし、その使い道については、9月議会で提案した町独自の支援事業を含め、町民に寄り添った、未来ある町の創造的復興に活用してまいりたいと考えております。

次に、特別会計と企業会計における補正予算について、ご説明いたします。

議案第28号の「国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については、震災にともなう一般保険者療養費負担金の一部償還金の増額が主なものであり、歳入歳出ともに300万8,000円を増額補正いたしました。

議案第29号の「公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」については、震災復旧予算を含め6月補正までに18億3,000万円余りの予算額となっておりますが、今回、発災当初から被災した水道管路施設の管路テレビカメラ調査業務委託費が確定した他、穴水浄化センターや鹿波、新崎などの処理場の復旧費に加え、水道管移設補償費などに総額10億5,662万4,000円を計上しており、計画的に復旧工事を進めてまいりたいと考えております。

議案第30号の「介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、震災にともなう介護保険料の還付金や介護給付費交付金の一部償還分の増額が主なものであり、歳入歳出ともに1億8,077万5,000円を増額補正いたしました。

議案第31号の「病院事業会計補正予算(第2号)」については、これまでに令和5年度予算を含め、災害復旧事業費として5億2,400万円余りを計上して復旧作業を進めておりますが、さらに駐車場等の外構部分の復旧費用や被災した医師住宅を解体する費用として総額1億1,572万円を計上し、早期の復旧に努めてまいります。

議案第32号の「水道事業会計補正予算(第2号)」についても、これまでに令和5年度予算を含め、6億5,400万円余りの復旧費を計上いたしておりますが、今後の下水道災害復旧に係る水道管移設補償工事費等について、7億6,530万円を計上したところであります。

次に、予算議案以外についてご説明いたします。

議案第33号「穴水町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は町への企業進出の促進を図るために、本町に本社機能を移転又は拡充したものに対し、当該施設に係る固定資産税を減免するものであり、国の地域再生法等の一部改正に伴い、地域の活力の再生を推進するため、特例措置の対象に特定業務児童福祉施設のうち、特定業務施設の新設に併せて整備されるものを追加するための所要の改正を行うものであります。

議案第34号「穴水町令和6年能登半島地震復興基金条例について」は、石川県から交付される「復興基金」や能登半島地震の折りに寄せられました義援金や支援金を、単年度予算の枠に縛られずに弾力的運用できるようにするために基金を設置する条例の制定であります。

議案第35号から37号については、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、備品や車両等の購入契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号「町道の認定について」であります。新規路線として川島地区内にある延長39.7mの路線を「川島2号線」として認定するものであります。

議案第39号から議案第45号につきましては、令和5年度の一般会計の他、特別会計・企業会計の決算案について、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定に付するものであります。

各会計の決算内容につきましては、1月1日に発災した地震対応もあり、前年度決算額と比較すると、歳入で11億5,900万円、歳出で9億7,600万円余り増加しており、地震関連の決算額については、22億5,800万円余であり、その主なものは、道路などの災害復旧費で9,800万円余、職員の時間外手当などの人件費で3,400万円余、災害ゴミの廃棄物処理費が5億400万円余、住宅の緊急応急修理費が5,600万円などと、国からの特別交付税や災害救助費、全国の自治体からの支援金などを翌年度の財源として積み立てる災害対策基金積立金11億300万円余となります。

また、企業会計の水道事業会計と病院事業会計については、地震による収益の悪化により赤字決算となっており、水道事業会計は平成17年度から18年ぶりであり、病院会計についても平成22年度から13年ぶりとなっております。

最後に専決にともなう報告、承認案件であります。

報告第22号の「穴水町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について」は、地震対応のため、町民税の納期の変更について、当該条例の一部を改正するもので、令和6年6月28日付けで専決処分させていただきました。

以上で、提出案件等を説明いたしました。その詳細につきましては、議事の進行に従い適当な時期に、私又は説明員から説明いたしますので、何卒、慎重審議のうえ、適切なるご決議賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、町の復旧・復興は、これまで本町が経験したことの無い長い険しい道になりますが、今後とも、被災者や事業者の声をしっかりと受け止め、国や石川県、関係機関からのご支援も頂きながら、「みんなで創ろう、未来のあなみず」をスローガンにして、一日も早い、災害復旧と被災者の生活と生業の再建に加え、町全体の創造的復興に向け、私が先頭に立って、総力を挙げて取り組んでまいりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

◎人事案件の採決



○議長（佐藤豊）

次に、議案第25号及び議案第26号の議案2件を議題といたします。

議案第25号及び議案第26号の議案2件は、人事に関することですので、質疑・討論を省き、ただちに採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第25号及び議案第26号の議案2件については、質疑・討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、議案採決を行います。

議案第25号「穴水町教育委員会委員の任命」について、議会の同意を求めようとするものです。

お諮りいたします。

議案第25号は原案どおり、大家志夫氏の任命に同意することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立確認)

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第25号は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第26号「穴水町教育委員会委員の任命」について、議会の同意を求めようとするものです。お諮りいたします。

議案第26号は原案どおり、小林由紀子氏の任命に同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立確認)

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第26号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（佐藤豊）

次に、「諸般の報告」を行います。

町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による、令和5年度決算に基づく穴水町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告が議会に提出されております。

また、町監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査の結果が議会に提出されております。

さらに一般財団法人穴水町文化・スポーツ振興事業団から、地方自治法第243条の3第2項の規定による、令和5年度事業報告及び収入支出決算書の報告が議会に提出されております。

○議長（佐藤豊）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

引き続き、議員協議会を開催いたしますので、議員の皆様は委員会室へお越しく下さい。

（午前10時28分散会）

令和6年第3回穴水町議会9月定例会会議録

招 集 年 月 日 令和6年9月10日(火)

招 集 場 所 穴水町議会議場

出 席 議 員 (9名) 議長 佐藤 豊

1番 宮本浩司 7番 伊藤繁男

4番 湯口かをる 8番 小泉一明

5番 山本祐孝 9番 小坂孝純

6番 大中正司 10番 浜崎音男

欠 席 議 員 副議長 小谷政一

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長 吉村光輝 副町長 宮崎高裕

教 育 長 大間順子

総務課長 北川人嗣 復旧復興 黒田篤史
対策室長

環境安全課長 荒木秀人 税務課長 出水幸織

住民福祉課長 笹谷映子 子育て健康課長 谷口天洋

観光交流課長 小林建史 地域整備課長 金谷康宏

上下水道課長 勝本健一 会計課長 岡浦祥美

教育委員会 松尾美樹 総合病院 橋本真
事務局長 事務局長

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 藤谷寿美 次長 諸橋徳子 係長 龍池公子

◎議事日程

- 日程第1、一般質問
- 日程第2、議案等に対する質疑
- 日程第3、議案等の常任委員会付託
- 日程第4、議案等の予算決算特別委員会付託

議 事 の 経 過

◎開議の宣告

(午後1時30分再開)

○議長（佐藤豊）

本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は、9名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、2番 小谷 政一 議員から入院治療のため欠席届が提出されている事をご報告いたします。

本日の会議時間は、あらかじめこれを延長しておきます。

これより、日程に基づき、町政に対する一般質問を行います。

質問は中央の質問席で行い、質問時間は答弁を含め、1人45分以内といたします。

5分前になりましたら、呼び鈴で合図をいたしますので、ご容赦願います。

また、自席に戻ってからの質問はできませんので、ご了承願います。

なお、関連質問につきましては、通告による質問が全て終わってから行ってください。

それでは、順番に発言を許します。

◎一般質問

6番 大中 正司 議員

○議長（佐藤豊）

6番、大中正司議員。

○6番（大中正司）

6番、大中正司です。

本日は質問者3名ということで時間もたっぷりありそうですので、ゆっくりと質問議論をさせていただきたいという風に思いますのでよろしくお願いいたします。

今日の北陸中日新聞の朝刊に風紋とかという題名のコラムがありました。そこに行政との連絡会というタイトルで、件名で、コラムが掲載されておりました。ご覧になった方もおられるかと思いますが、この連絡会というのは、これは当町でも実施しております町民住民説明会にあたるもので、ここでもご多分にもれず市民からの要望に対して或いは、質問に対して行政が回答する。そういう形で行われたものであります。ありますが、出席したある町内会長はこの連絡会の意義について疑問を呈しております。それは何かというと行政側からのその回答に「検討します。」という回答が多くて、県や国とのその調整が必要なのはよくわかるが、大体の計画も示さないならば要望する意味も、開く意味もない。というような辛口のコメントでありました。

私の感じるところでは少し腹立ちまぎれのコメントなのかなとも思いますけれども、記者は最後にその町内会長が求めている言葉は、検討ではなくて復旧復興への道筋と明確で具体的なメッセージを求めている。とまとめてありました。

このコラムの内容を私の質問の枕として紹介いたしまして、通告に従って一問一答で行います。

まず、最初に復興シンボルプロジェクトについて伺います。

7月から8月にかけて6か所の地区で「復興計画策定に係る住民説明会」が開催されました。すべて傍聴いたしました。吉村町長はじめ執行部の皆様のご労苦に対してまずもって敬意を表したいと思います。

説明会では、シンボルプロジェクトの概要説明会から始まり、その後の質疑応答ではこれまでにない活発なやり取りが展開されました。様々な質問のなかで私が特に気になったのは「シンボルプロジェクト」についてのものでした。私がとったメモを見ると6会場中5会場でプロジェクトについてのご質問やご意見があり、改めて参加者の関心の高さが伺えました。そして、先日開かれた「第4回復興計画策定委員会」や今月号の「広報あなみず」でもプロジェクトに対するご意見の一部が配布資料の中で紹介されており、出されたご意見の例として「プロジェクトの進捗状況を町民に知らせて欲しい」とか「濃い内容のプロジェクトだが、人員や予算などは対応できるのか」、或いは「復興計画の内容を見える化して欲しい」という意見が記載され、執行部としてもしっかりと受け止めていただいているようです。この他にも沢山ありましたがこれらのご意見を私なりにまとめると「こんなにたくさんのプロジェクトが本当に実施できて、進み具合や成果を実感できるのだろうか」という、不安な気持ちからの正直なご意見であったのではないかと思います。町長は後半の説明会では「これらは今の時点では絵に描いた餅です」と話されましたが、町民の率直な感想は山盛りテンコ盛りの餅のメニューを見せられるよりは少量でも良いので、

今食べられる、或いはもうすぐ食べられるメニューを提示して欲しいと望んでいるのではないかと感じました。町長はまた「計画策定中であっても、やれることはすぐにでも実施する」とも言われましたので、もう少し具体的にお尋ねいたします。「復興シンボルプロジェクト」に掲げられているものの中で、すぐにでも実施できる事業は何でしょうか、端的にお示しください。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

お答え致します。ご質問の「シンボルプロジェクトの中で、すぐに実施できる事業」につきましては、本議会定例会においても予算議案として提出させていただいておりますので、いくつか申し上げますと、まず「災害に強いまちづくりプロジェクト」では、被災宅地の早期復旧を支援する「宅地復旧支援事業」や、住宅の耐震診断や耐震化を促進する「耐震改修促進事業」の他、仮設住宅で生活する高齢者等の見守り強化のための「被災者見守り・相談支援強化事業」などがございます。

次に「地域コミュニティとなりわいの再生プロジェクト」では、全国初の取り組みとなる「墓石等復旧支援事業」や、神社等の修復・再建のための「地域コミュニティ施設等再建支援事業」などがございます。

続いて「魅力ある子育てと教育の環境づくりプロジェクト」では、災害時相互応援協定を締結している南アルプス市や、八百津町及び宮田村の3市町村の他、大学とも交流ができる環境整備としての「小中学校オンライン交流事業」の他、「奥能登の玄関口再生プロジェクト」では、人口流出を抑制するための被災者住宅再建に対する「能登半島地震住宅取得奨励金支援事業」などとして、提出させていただいております。

また、本議会だけではなく、議会3月定例会の場でも、令和5年度3月補正として、穴水小学校仮設校舎のリース料を計上し、令和6年度の当初予算としても、穴水小学校施設の建て替えに係る基本計画策定支援業務委託料や、仮設商店街整備事業を計上するなど、早期な対応が必要なものは、時期を待たず実施させていただいております。

穴水町復興計画につきましては、年末の12月の完成に向け、策定を進めているところでありますが、今回のように即実行できるものは、議会にも提出させていただき、復興計画の策定を待たずに実施させていただきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

大中正司議員。

○6番（大中正司）

シンボルプロジェクトという言葉は、最初に住民説明会の段階で、町長から詳しく文章でも、或いは口頭でも補足して説明された言葉ですけれども、私もシンボルプロジェクトというのはわかるようで、わからん言葉だなと思って辞書というか、スマホで調べてみたんですけども、そういう成句はないんですね。シンボル或いはプロジェクトという単語の意味は調べればわかるんですけども、私なりに解釈すれば、シンボルというのは象徴的という意味なんだろうと思うし、プロジェクトというのは一つの事業を成功させるための期限を切ったいろんなタスクを絡みあわせた事業だろうと、そういう風に理解をしているんです。そういう意味からすれば、説明会で町長が資料としてお示しし、そして口頭でご説明され、さらにそれだけではちょっと私もメモが取りにくかったので、「もうちょっと詳しい細目を教えて欲しい」と言われて、後で資料も頂き、その後また、議会で今9月定例会に出された議案のこの説明資料それらを突き合わせて見てはいるんですが、いわゆるシンボルプロジェクトの内容というここに書かれてあるこの言葉と、その事業、今答弁いただいた事業とどれがどれにあたるのか中々分かりにくい。これから先は、お願いというか、要望ですが、これから先、今月末から来月中にかけてまた町民説明会がありますけども、その場では、このシンボルプロジェクトを、また冒頭に説明されるかどうか分かりませんが、その段階で「ここまでは事業化しました。これからは、こういう事業化を間近に考えています」と、というような説明があった方がより町民の方に分かりやすいんじゃないかなという風に思う次第です。なぜかというと、町民の方はそれしか情報は、「それしか」というのはおかしいけど、それが情報のまず第一歩だったものですから、それを良しなにしていると思いますので、ぜひ頭の中に入れてご検討いただきたいという風に思います。

それでは次の質問です。予定では本格的な復興計画案は12月定例会に提示されるのですが、そこに至るまでの3ヶ月足らずの間に、これまでの復興計画策定委員会や復興未来づくり会議、住民説明会、住民アンケート、更には今月予定されている高校生向けアンケートや11月に実施予定のパブリックコメント、そして毎月開かれている復興に係る議員協議会、これらから得られる多種多様なご意見を基に「プロジェクトメニューの選択」、「重要度・優先度の整理」、「短期・中期・長期計画の区分け」など作業をまとめ上げるのはますます困難な仕事だという風に推測いたします。

確かにどれをとっても極めて重要な事業なので、採択に際して迷うことも躊躇うこともあるでしょうけれども、一方で孫子の兵法に「拙速は巧遅に勝る」。つまり今で言うスピード重視、「完璧でなくても仕事が早いこしたことはない」という意味の格言もあります。復興施策決定の判断材料がある程度揃ったところで、町民の生活が一日でも早く元に戻る見通しがたてられるような事業を早期に着手する英断を期待してお尋ねいたします。

「誰が・いつ・どこで・どのように」決定していくのか、策定委員会や未来づくり会議、住民説明会、アンケート、議会などからの意見を有機的に結びつけて事業採択に至るまでの工程表をお示しいただきたいと存じます。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

復興計画に盛り込まれる事業の採択につきましては、5月24日に開催させていただいた第1回穴水町復興計画策定委員会を皮切りに、これまで実施した復興未来づくり会議や住民説明会、住民アンケートなどを通じて得た、多くの方々からのご意見やご提案を執行部内で協議し、議会に提出させていただいております。

ご質問の「誰が、いつ、どこで、どのように決定していくのか」という、工程についてですが、復興計画に盛り込むべき事業をシンボルプロジェクトに沿った形で、早めに着手が必要な事業は、今回のように、本議会において随時ご提案をさせていただいており、また、最終的な復興計画につきましては、私が11月開催の復興計画策定委員会において、最終計画案として提出したうえで、策定委員会にご協議いただき、ご承認を得た後の議会12月定例会の場で、議会にお示しし、決定したいと考えております。

なお、復興計画策定の12月以降であっても、復興に関して必要な事業は、随時、議会に提出させていただく予定としておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

大中正司議員。

○6番（大中正司）

その12月定例会でお示しいただく復興計画というのは、例えばさっきのシンボルプロジェクトに戻りますけれども、あらましこれらを網羅するような予算、或いは事業案が出てくるものでもないとは理解しているのですが、概ねどの程度までシンボルプロジェクトを網羅できるような内容に盛り込めるか、今の段階では頭の中に入れておられるでしょうか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

現段階においては、そのプロジェクトをどれくらい盛り込めるかということはまだお答えを申し上げることができません。先程の質問にも関わりますが、復興計画においてシンボルプロジェクト。プロジェクト自体が目的ではございません。このプロジェクトを通じて目指すべき穴水町。どんな穴水町にするかというのをこの復興計画策定の段階では言語化して皆様にお知らせをするというのが復興計画の目的だと思います。

そのプロジェクトを、どの部分のプロジェクトをいくつ採用するか。今、多種多様な数のプロジェクトが、アイデアがあがってきております。これをどこまで盛り込めるのか。これはまたさらに協議が必要かと思われませんが、その多種多様なプロジェクトを通じて目指すべき穴水町を表現、言語化する。それが復興計画の目的だという風に考えております。

○議長（佐藤豊）

大中正司議員。

○6番（大中正司）

それでは、次に穴水町強靱化計画について伺います。わかっておられる方には、何を今更という話ではありますけれども、それよりも、多くの町民の皆様や傍聴されている方々に予め概略を説明いたします。この計画は国の国土強靱化基本法に基づいて本町での取り組みの指針として、今から4年前の2020年に策定されたものです。

計画書によれば、以下の4つが基本目標として掲げられています。

まず1つに、人命の保護が最大限図られること。2つに本町の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。3つ目に、町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化。最後に、迅速な復旧作業であります。

更にこの目標を達成するために事前に備えるべき目標として、次の7項目を掲げています。1つに直接死を最大限防ぐ。2つ目に救急・救助・医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。3・必要不可欠な行政機能は確保する。4・経済活動を機能不全に陥らせない。5・ライフライン・燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるとともに、早期に復旧させる。6・制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。最後に社会、経済が迅速かつ従前より強靱な形で復興できる条件を整備する。以上、長くなりましたが、過去の災害を教訓にしてあらゆる角度から検討され策定されたまさに非の打ちどころのない計画であります。

この計画期間は、5年間で本年度が最終年度なので正式に総括するにはまだ早いのですが、計画実施途中にこのように発災し、今まさに災害復興計画策定の議論の真っ只中であり、その議論の中にこの計画を俎上にあげて検証することで新たな視点が見いだせるのではないかと考え、あえて取り上げた訳です。

質問の眼目は、基本目標を達成するために設定した「事前に備えるべき目標」の先にある、より具体的な目標指標の進捗状況、或いは到達具合はどのような状況なのだろうか。そして目標未達の原因は、何だったのかという点であります。先に申しましたように、まだ総括作業が終わっていない段階なので、ここで正式な見解は求められませんが、例えば「海岸保全施設の長寿命化計画策定率を、令和2年度に100%」とか、「水や食料の備蓄量、令和6年度には、水は7,700本、食料は3,800食」、或いは「上下水道の耐震化率、令和6年度には、上水が55%、下水が100%」等の目標指標の達成状況を踏まえた上で執行部の現段階での見解をお聞かせいただきたい。

ちなみに「住宅の耐震化率」については、次の質問で通告しておりますので、この点についての議論は次に回したいと思います。

○議長（佐藤豊）

北川総務課長。

○総務課長（北川人嗣）

計画の策定経緯を含めて、少し長くなりますがお答えをいたします。

国では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を受け、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、その基本法に基づき、平成26年6月に、強靱な国づくりのためのいわば処方箋である「国土強靱化基本計画」を閣議決定しております。平成30年に見直され、さらに、令和5年6月に国土強靱化実施中期計画の策定の法定化及び国土強靱化推進会議の設置を主な内容とする「改正国土強靱化基本法」が成立され、同年7月に、新たな「国土強靱化基本計画」を策定しております。

また、石川県においても、平成28年3月に「石川県強靱化計画」を策定しており、本町においても、強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、令和2年7月に、当時企画課において、国県の計画に沿った形で委託せず、町独自で令和6年度までの5年間を実施期間とする「穴水町強靱化計画」を策定しております。

この計画の位置づけは、町の「総合戦略」や「地域防災計画」などの様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において、本町における各種計画等の指針となるものでありまして、国の基本計画及び県の地域計画との調和を図っていくものであります。

そして、関連性の高い「地域防災計画」は、予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画である一方、この「強靱化計画」は、平時からの取組を幅広く位置付けた「強くしなやかなまちづくり」の方向性を示す計画となっております。

その基本的な考えは、4つの「基本目標」と、7つの「事前に備えるべき目標」についてであり、大中議員のお示ししたとおりでございます。

さらに、「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、脆弱性評価と強靱化の推進方針について、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される「起きてはならない21の最悪の事態」を設定しております。

そして、脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針として、「起きてはならない最悪の事態」ごとに策定し、その中で、具体的な「目標指標」を定めております。

現状としては、その数値指標である「目標指標」の進捗状況につきましては、別途お示ししたいと存じますが、令和5年時点では、21項目37指標の内、16指標は目標に達成にしており、21指標が未達となっております。

議員ご指摘の指標については、「海岸保全施設の長寿命化計画策定率」については、策定済み。「水や食料の備蓄量」については、震災前の数字ではありますが、水の備蓄は5,500本、食料は4,000食でありました。さらに「上下水道の耐震化率」については、水道は39.1%の耐震化率で、下水道の耐震化率は100%となっております。

その他の指標についても、様々な要因で、達成、未達成になっており、この震災を受け、その目標指標については、他の計画を含め、計画の見直し作業に併せ、評価・検証いたしたいと考えております。

また、現在、「復興計画」を策定しておりますが、その中で4つのシンボルプロジェクトの一つに「災害に強い町づくりプロジェクト」を掲げており、「強靱化計画」の基本目標などについては、当然、反映されるものになります。しかしながら、住民説明会や復興未来づくり会議など、町民の皆様の声についても十分反映いたしたく、併せて、「強靱化計画」や「地域防災計画」の見直しにも「復興計画」が反映されることとなります。

いずれにいたしましても、この震災を受け、この「強靱化計画」は「地域防災計画」と並び、非常に重要な計画であることは、疑いのないところであり、本事業の進捗管理や見直しにつきましては、本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保し、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り行い、PDCAサイクルによる見直し、改善を適に行ってまいりたいと考えております。さらに、この「強靱化計画」は「復興計画」や「総合計画」と表裏一体なものであり、今後の町の復旧・復興の道しるべの一つになるとも考えております。

○議長（佐藤豊）

大中正司議員。

○6番（大中正司）

それでは続いて、「住宅の耐震化」について伺います

先の強靱化計画書では、強靱化を推進する上での取り組み姿勢として「本町の強靱性を損なう原因は何かという点を、あらゆる側面から吟味しつつ取り組む」としており、住宅の耐震化を促進するという方針を示しております。

具体的には「穴水町耐震改修促進計画」において、この計画を策定した2019年度の本町の耐震化率48%を2024年度には74%、28年度には95%という目標値を設定しております。

促進への取り組みとして「穴水町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」という随分勇ましい名前の施策を作成しておりますが、耐震診断や改修への補助制度の普及を目指していますが、その進捗状況と見解並びに対策をお聞かせください。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えいたします。

穴水町の耐震化率の進捗状況ですが、まず耐震診断の実績は「穴水町耐震改修促進計画」策定年度の2019年度に3件、耐震改修にいたっては今まで申請はなく、耐震化率は増加していません。

見解としまして、本町は高齢化が50.43%と高く、家を継ぐ後継者がいないことなどが原因で耐震改修工事に踏み切れないといった理由が考えられます。

今後の対策としましては、ホームページや、広報に耐震改修の制度を出来るだけわかりやすく掲載することや、建築士会の協力を得ながら住宅の耐震化に関する相談会などで普及活動を継続的に行っていきたいと考えております。

また、能登半島地震を踏まえ耐震診断、改修の補助対象住宅を昭和56年以前の住宅から罹災証明が発行された被災住宅全てを対象としました。加えて、耐震改修の補助金を150万円から180万円に増額し耐震改修の促進を図ることとしております。

能登半島地震というこれまでに経験したことがない大規模な被害により、耐震化への関心が高まっております。この期を逃さず住宅耐震化の促進を進めていきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

大中正司議員。

○6番（大中正司）

最後に「合葬墓それから納骨堂」について伺います。

私は5年前の令和元年3月議会の一般質問で合葬墓の整備を提案して以来、今回は4回目の質問でこの間先進自治体の津幡町や内灘町、輪島市に足を運びそこで得た情報や私の考えなどはすでに提出済みなのでここで繰り返はしませんが、この度の災害とその対応で状況が大きく変化してきておりますので改めて提案をしたいと思っております。

実は先月お盆すぎにまた輪島市役所へ出向いて、合葬墓の整備費用とか管理運営体制とか、利用条件や利用料、利用状況について取材をさせていただきました。ここでは詳細は省きますが、輪島市は令和3年度に総工費8,300万円を投じて整備し、4年度から運営が開始されており、今回の地震発生からやはり利用者が急増しているとのことでした。

ここで、少し話をずらしますが、今議会にお墓に関連して2件の予算案が提出されております。「墓石等復旧支援事業」8,000万円と、「共同墓地復旧支援事業」2,400万円であり、共同墓地の方は石川県復興基金の対象事業となっております。一方で、墓石修復は全体計画として令和7年度も4,000万円を予定し、合計件数を1,200件と見込んでおり、この件数と金額は町の墓石店の受注状況を参考に決めたとの事ですが、数字の多寡はともかく被災した墓地を持つ町民にとっては有難いことだと受け止めております。

そこでまた話を戻しますが、お墓の問題はこれで一件落着ではないと思っております。私は以前から合葬墓や納骨堂は関係人口の維持、さらには拡大という観点からも当町にとって必要な施設だと考えており、町執行部も同様の考えから復興基金を活用した合葬墓の整備を県に働きかけたものと聞いておりますし、理解をしております。

そこで伺います。県への整備要望はその後どのような状況なのでしょう。併せて、執行部の見解もお聞かせください。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

合葬墓・納骨堂について、お答えいたします。

合葬墓等についてでございますが、令和元年に町民に対するアンケートをさせていただきましたが、当時においては、利用したいという割合が2割程度、利用したくないという割合が5割近くと、将来的に必要性が生まれてくる中において、町民のご意見を伺いながら進めていきたいという方針であったと理解しております。

今般の能登半島地震により、震災前の状況とは変わってきていると認識しているところであります。

また、町民からの墓石等の修理に関するご相談を受ける中で、今議会において、墓石等復旧支援事業を提案させていただいたところであり、これにより、地域との繋がりを維持することが期待できる場所でもあります。

一方で、お墓の移転のご相談を受けている場所でもあり、石川県に対しまして能登半島地震復興基金の活用ができないかとの要望をしている場所でもあります。

いずれにいたしましても、議員のおっしゃるとおり、合葬墓等の整備については、震災後のふるさととの繋がりに効果的な施策であることから、検討していきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

大中正司議員。

○6番（大中正司）

私は以前に、合葬墓を提案して、した当時はもちろん地震はなかった訳で、その当時の合葬墓の必要性というものの大きな理由は、墓をお守りしてくれる人が中々これから先いなくて私はどうなってしまうだろうと言うそういう不安があるように私は感じたから、そういう風にご提案をしたのですね。その時にたまたま、町づくりまち・ひと・しごとのアンケートでしたか、その時にアンケートを混ぜていただいて、得た結果が、先程課長が言われた2割とか5割との数字だったと思うのですね。

それは確かに町民の方の気持ちとすれば、合葬墓という合葬という言葉が10年或いは13年すると、一緒に袋に入っているとはいえ、ごっちゃにされてしまうのは嫌だなという風に思うところからそういう風な抵抗感もあったのではないかと推測してるんですけどね。それらは、例えば納骨堂という形をどういう期間か長くとれば解決できる方法でもあると思うし、色々考えはある訳なんです。

従って、今回の震災で墓が壊れたから合葬墓ということもそれはもちろん確かにあるのですが、そういう最初の原点に立ち返ればそういう先々の不安、これらをなんとか解消したいという風に思うからそういう風に提案した。その辺、2つ考え合わせてやっていただきたいと思います。で、質問ですけども、県に要望されたのは新聞紙上でも私も見ておりますが、要望した後の感触というか、反応は如何だったのでしょうか、お聞かせいただけますか。

○議長（佐藤豊）

吉村町長。

○町長（吉村光輝）

県への要望については、県知事を通して直接穴水町にそういった要望があるということはお伝え致しました。県の方で復興基金のメニューについては、追加のメニューも考えておられるという事ですが、穴水町の要望がそのまま受け入れられるかどうかというのは、まだ、未知数でございます。現状では、まだ何も回答はいただいておりますので、引き続きご要望をしていければなという風に思っております。

○議長（佐藤豊）

大中正司議員。

○6番（大中正司）

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

◇

4番 湯口 かをる 議員

○議長（佐藤豊）

4番、湯口かをる議員。

○4番（湯口かをる）

4番、湯口かをるでございます。

通告に基づき一問一答で質問をさせていただきます。始めに、由比ヶ丘地区の災害復旧を早める対策についてお尋ねをいたします。能登半島地震が発生してから8ヶ月が経過いたしました。職員の皆様はもとより現在も穴水町でボランティアにご尽力をいただいている皆様に心より感謝を申し上げる次第でございます。

1月1日の地震により16名の犠牲を伴った由比ヶ丘の災害事故現場は、町道を確保するための一部分の土砂を排除したままで、今も何軒もの家が沢山の土砂に埋もれたままの現状であります。倒壊した高台の家が、道路を横切って、下の家になだれ込んだ状態ですが、いつまでこの状況のままにしておくのでしょうか。災害発生現場は、穴水高校の近くでもあり通学路ともなっています。教育環境に配慮すべきではないかと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

8月28日の住民説明会でも、地区の区長さんが復旧の見通しを示して頂きたいとの、厳しい口調でした。被災で尊い命を亡くされた方々、周辺の住宅が全壊した方々も、共々に痛ましい震災の被災者ではないでしょうか。

また、災害廃棄物の処理責任は、市町村にあります。震災等の災害廃棄物は、早期の復旧活動を進めるためにも、迅速かつ効果的に処理する必要があり放置が長引けば、悪臭、火災、害虫の発生等が原因で、生活環境や公衆衛生の悪化にもつながると言われています。早急なる対応を要望します。

そして、多くの住民が生活する由比ヶ丘団地住宅一帯は、地震による宅地や道路などの地盤の損傷が激しく、大変大きな被害を受けています。地域の皆さんは、団地全体に及ぶ宅地の損壊が懸念される中で、現状では住宅等の改修や修繕には前向きには取り組めないとのことであり、早期の恒久的な対策を実施すべきではないかと思いますが、執行部の考えと今後の対応を、お尋ねいたします。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。

由比ヶ丘地区での道路に崩壊した建物の除去につきましては、道路啓開を目的とした緊急車両等の通行のため、早急に最低限のがれき処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることを目的としたもののみ実施しました。

現存している被災家屋等につきましては、公費解体・撤去となりますが、がれきや土砂交じりがひどく通路も狭いことから、困難な状況にあります。この対応については、災害復旧の方向性が決まった段階で、関係機関と連携を図りながら解体・撤去を進める予定としておりますので、ご理解をお願いいたします。

地震発生により、傾斜のある造成宅地は、地滑りなどの二次被害が危ぶまれ、地盤の安全確保を求めることが多くあることから、不安の解消と、今後の対策方針の理解を得るため、説明会を実施する運びとなりました。

由比ヶ丘団地を対象に1回目の説明会を8月3日に穴水町役場3階大ホールで実施し、当該箇所の被災の全容と地質状況、対策方針を説明し、災害復旧事業で復旧するため、全体のすべり抑止を道路災害復旧事業として、宅地盛土部分の小すべりについて、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により対策することについて、災害復旧事業の事前協議として説明いたしました。

住民からの意見として、公費解体のスケジュール、宅地再建の進め方、集会所の再建、水路対策、地質調査範囲、長期避難世帯の申請区域の確認、仮設住宅の入居期間、個人宅の地盤改良補助、など多くの意見を賜りました。

説明会の最後に、必要以上に怖がることは無く、必ず安心して住める住宅地に復旧することを説明し、しばらくは仮設住宅などで大変な生活が続きますが、町長をはじめとして国や県、専門家を交えて、再度説明会を開催していくことを説明いたしました。

今後は地質調査など結果が上がり次第、国や県と協議を行い、桜ヶ丘団地、城山1班及び2班、由比ヶ丘地区を対象に順次説明会を開催する予定です。

恒久的施設として住宅団地を守るためにも、引き続き地盤解析や構造物の設計計算などを早急に進め、教育環境にも配慮した早期事業着手を目指しておりますので、ご理解のほど、お願いいたします。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○4番（湯口かをる）

ありがとうございます。住民の皆さんの想いを後押しできるような具体的な対策をお聞きしたいと思いますが、計画は計画としてどのような今年度とかそういう具体的な時期までわかりませんか、決めてないでしょうか。お尋ねします。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

由比ヶ丘団地の復旧事業につきましては、まず今8月末で地質調査等の調査を終えて今8月末段階での取りまとめを行っております。全体計画としまして復旧事業完成するには2年から3年を見込んで、今後は2回3回と説明会を重ねながら住民の意向を聞きながら詰めていきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○4番（湯口かをる）

ありがとうございます。大きな災害発生したあの周辺は4棟の長屋住宅も損壊されておりまして本当にあの周辺一体は大変な状況であります。早急に対応していただきたいと思っております、お願いします。

次に住宅再建となる宅地の早期復旧についてお尋ねをいたします。

地震による地盤沈下や海岸隆起によって、河川や海水が陸地に流れ込み、甲地区や住吉地区の住宅地に大きな被害をもたらしています。

先般、甲地区で住居を解体した宅地に、損傷した護岸から県道をのり越えて海水が流れ込み宅地に貯まっていくのを目にしました。また、海水が家の床下まで流れ込むなどの状況下では、現地において将来的な住宅の再建は考えられないと思います。

また、住吉地区でも地盤の沈下や護岸の損傷による水が陸地に流れ込み住宅や宅地に大きな被害がでています。

河川や護岸の整備は、県や国の事業となり早急の対応は困難であるならば、町が宅地周辺一帯を広域に嵩上げするなどして住宅の再建に積極的な対応を実施すべきではないでしょうか。現在まで生活してきた地域で、今後も暮らせることは、将来の大きな希望となり、地域住民の方々の今後の住宅再建の意欲にも関わってくるものと思います。そしてこの事案は、それぞれの住民説明会で地域の皆さんからの要望事項でもありました。甚大な被害を受けた穴水町ではありますが、住民皆さんの住宅再建は、町の大きな復興につながるものと思いますが、見解をお尋ねします。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。高潮防災施設整備の観点から、越流した海水が長時間背後地に湛水することを防ぐためにも、宅地一帯の嵩上げ対策は最善の方法であることは認識しておりますが、背後地の内水対策も合わせて講じることが必要となります。

現在、護岸の復旧につきましては、国・県と連携をとり、早期復旧に向け調査等を進めております。先ほど申し上げました背後地の内水対策は、護岸まで到達する水路整備について災害復旧と併せて復旧計画を検討しているところでございます。

宅地の嵩上げは、宅地復旧事業制度で原型復旧までの盛土は可能となっておりますので宅地復旧事業制度を活用していただければと考えております。

町としましても、住宅再建となる宅地の早期復旧を考えておりますのでご理解のほどお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○4番（湯口かをる）

ありがとうございます。宅地についての補助金もつけて頂いておりますが、1軒1軒の考えではとても進むものではないと思います。あの状況を見ましたら広域的になっております。本当にその地域全体の問題として取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。そして住宅の再建は地域づくりにつながる第1歩となるものと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、安心と安全な生活環境の保全についてお尋ねをいたします。先般、悪路、悪い道で転倒の高齢者を救助した輪島高校の生徒が、警察署から善行表彰されたことが、報道されておりました。果たして、町の中の歩道は大丈夫かと見て廻りました。歩道には雑草が生えて、高低差の箇所も多く、つまづく小石やアスファルトの破片など、学校では2学期が始まり、高齢者のみならず、小中学生が利用する安全な歩道としての整備がなされていない現状であります。

災害時には特に、弱い立場の人が利用する歩道の整備は、町民の安全確保においても欠かせないものと思いますが、担当課のお考えをお尋ねします。

また、町内各所において、家屋が解体されています。家庭の明かりや商店の明かりがなくなっている現状では、日暮れと共に町の中は暗くなり、まるでゴーストタウン化と化しています。長年住み慣れた住居を解体して、仮設での生活を余儀なくされた皆さんの生活環境はどのようなかと気遣われました。陸上競技場の仮設住宅は、夜は真っ暗なようであり、他の仮設住宅はどのようなのでしょうか。

入居されておられる方の仮設住宅一帯は、生活環境の場でもあります。仕事で遅く帰宅される方、用事で遅く帰られる方、夜中の急病人、また防犯のためにも、現在、自治会を組織して生活する仮設住宅の環境保全ともなる、夜間における防犯灯の設置についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤豊）

金谷地域整備課長。

○地域整備課長（金谷康宏）

お答えします。議員ご指摘のとおり、現在の道路事情は、国道、県道を含めて応急修理の実施で対応しており、本格的な復旧工事はこれからとなっております。まずは、生活に欠かせない幹線道路で支援車両や復旧工事車両の交通確保を優先に現地調査、設計作業や国の査定を行っております。歩道につきましても現在、応急修理で対応しておりますが、水道や下水道、通信などのマンホールが隆起しており、マンホールの復旧に併せて歩道部の舗装復旧を進めていきたいと考えております。

次に防犯灯の設置について、でございますが、仮設住宅には、建設時に住宅長屋1棟毎に通路側に向けて防犯灯が必ず設置されております。ご指摘の由比ヶ丘団地につきまして

は、現在これに追加して町道から団地までの進入路及び駐車場付近に8カ所12基を設置しております。文化センター側の駐車場につきましても今月には設置する予定でございます。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○4番（湯口かをる）

ありがとうございます。生活される皆さんが安心して暮らせる環境作りにぜひご協力いただきたいと思います。そして関連して毎日大勢の町民の方々が足を運ばれる役場や総合病院の駐車場の損傷部分の補修についても、ぜひけが人が出ない現状で修理していただきたいということを要望しますが、ちょっとお答えいただきたいと思います。すみません道路の安全に係るものとして、すみません。

○議長（佐藤豊）

北川総務課長。

○総務課長（北川人嗣）

お答えいたします。総合病院の駐車場につきましては、現在設計段階で予算化しております。早期に進めたいと思っておりますし、町の役場前の駐車場につきましては、現在役場庁舎の復旧と合わせて実施する予定でありますができるだけ早く実施したいと考えております。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○4番（湯口かをる）

ありがとうございます。損傷部分でもぜひ応急処置をお願いしたいと思います。

最後に町の環境美化条例を守る方策についてお尋ねをいたします。

現在、町内では住家の解体が進み、町内各所に広がっていく空き地に胸が痛みます。解体した日当たりの良いあちらこちらの空き地には、瞬く間に雑草が生えて一雨ごとに伸びてきています。これから秋雨の降る季節に向かいますが、町内の空き地に生える雑草の駆除を、どのように町の環境美化に繋げるのでしょうか。

平成22年4月1日に穴水町環境美化条例が施行されています。

第1条には、この条例は、町、事業者、町民等及び土地所有者が協力して、地域環境の美化及び資源の有効活用を促進し、穴水町の美しい自然と快適な生活環境の確保に資することを目的とするとなっています。また第2条ではこの条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号にさだめるところによつてなつています。(1)には廃棄物、ごみ、粗大ごみ、もえがら、汚泥、ふん尿、廃油、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、その散乱が快適な生活環境を損ねるものをいう。

(2)として不法投棄、廃棄物をみだりに投棄すること又は廃棄物の不適正な埋め立て処分することをいう等など、第3条何人も、みだりに廃棄物の不法投棄、ごみのポイ捨て又は飼い犬等のふん等の放置をしてはならない。第5条 町民等は、自宅周辺を清潔清浄にする等、清潔な環境が保持されるよう地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない等が明記されています。

解体により、長年住み慣れた住居地を離れて、仮設住宅で生活されている方々や、町外に転居された方々の宅地の雑草等環境整備の保全について、「穴水町環境美化条例」を遵守すべき今後の対策をお尋ねいたします。

○議長（佐藤豊）

荒木環境安全課長。

○環境安全課長（荒木秀人）

お答えいたします。

中学生議会における提案を受け平成21年度に制定した環境美化条例については、町民はもとより、事業者や町内を通過するものに対しても、穴水町の美しい自然と快適な生活環境の確保を目的に各々の責務を定めたところであります。

特に不法投棄については、従来通り看板の設置を始め、定期巡回などを実施しながら関係機関と協力しながら防止に努めていきたいと考えております。

また、地震に伴い空き地になつた地域については、今後も引き続き、地域の美化に係る協力を促すとともに、所有者に対しても管理の適正化をお願いしていきたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

湯口議員。

○4番（湯口かをる）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。現在、震災後のこういう中でもあちらこちらにお祭りが実施されています。それは何かというと住民の心を一つにするためのお

祭りだと私は受け取っておる訳なんです。どうか町の環境づくりが町民の心が、私たち一人一人が穴水町の再興を考える一助にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。これで、私の質問を終わります。

◇

1 番 宮本 浩司 議員

○議長（佐藤豊）

1 番、宮本浩司議員。

○1 番（宮本浩司）

前回、6月定例会での私の一般質問を聞いた住民から「おまえの質問は前置きや前段が長いから途中で聞くのが嫌になって、結局何を質問したのかわからん。」という指摘をいただいたところでございます。ダイレクトにそう言われるとあまりいい気持ちはしませんし、答弁がやたら長い場合もあります。しかし、何を質問したのかわからん。と言われればそれは本末転倒でございます。確かに長い話は誰でも嫌がりますし、ましてや面白くない話なら尚更です。私自身そんなに長いという自覚も認識もないのでありますが、そう指摘されないようとりあえず反省しつつ、1番宮本 一問一答にて質問いたします。

まず、震災後の児童生徒を取り巻く環境についてです。

穴水小学校2学期から仮校舎へと学習の場を移しております。迅速に児童の学び舎を確保していただいたことに対しとつくの昔に保護者を卒業した私ではありますが大変嬉しく思います。そこでお伺いしますが、もちろん仮校舎ですので本校舎と同水準である訳ではなくしかも、まだ2学期が始まったばかりで、恐縮なのではありますが、仮校舎における児童の様子をどのように受け止められていますか。

○議長（佐藤豊）

大間教育長。

○教育長（大間順子）

穴水小学校の児童は、発災後の1月29日から今年度の1学期まで、穴水中学校を間借りして授業を行って参りました。

夏休み中の8月19日に仮設校舎の建物が完成し、初登校となった29日の全校登校日には、元気に登校してくる様子や、担任の先生に引率され嬉しそうに「学校探検」を行う

笑顔の様子から、子どもたちが学校の完成を喜んでいる気持ちが伝わり、ほっと一安心しているところです。

中学生とひとつの校舎で助け合い、譲り合いながら過ごしてきた経験は、子どもたちにとって、良い学びの機会ではありましたが、一方で、我慢することや寂しい思いをしたことなどを考えますと、「自分たちの学校」に通うことを嬉しそうに話す子どもたちには、ぜひよく遊び、よく学んで、たくさんの思い出をつくり、この仮設校舎が、未来の穴水をつくる「希望の学校」になることを願わずにはられません。

今回の震災により仮設校舎を建設した経験は、必ず穴水小学校の新しい校舎建設にも生かされるものと考えております。

新学期は今スタートしたばかりです。授業の様子では、学ぼうとする子どもたちの姿勢がうかがえ、休み時間には、笑顔でいっぱいです。この子どもたちの笑顔がいつまでも続くよう、見守ってまいりたいと考えております。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

今ほど教育長の答弁を聞きまして、楽しそうな嬉しそうな児童の様子が目に浮かびます。ただ、仮校舎の生活において懸念されることを考えたときに暑さ、それから寒さ、振動、それから校舎をたたく雨音、或いは隣接する教室への配慮などになるろうかと思いません。仮校舎ですので利用する側はある程度の我慢や制約これが必要になると思うのですがお聞きします。仮校舎での生活において気を付けるべきこと、或いは注意を払わなければならないことについてどうお考えでしょうか。

○議長（佐藤豊）

松尾教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松尾美樹）

お答えいたします。プレハブ工法の仮設校舎は、仮設住宅と同様に、外気温による影響を受けやすいなどのデメリットがありますが、その対応策として、天井や壁の中には断熱材を入れ、教室の外窓は二重ガラスにすることで、外気温による影響を抑え、加えて、2階の床は木製と金属製の板を二重に敷くことにより、防音性能と強度を高める工夫がされております。

また、議員もご視察の際に実感されたことと存じますが、全ての部屋にエアコンを設置しており、夏場は快適に過ごすことができますし、冬場にはエアコンに加えて石油暖房機を備えているため、寒さによって授業に支障をきたすことはないと考えています。

このように、仮の校舎とはいえ、子どもたちが不自由なく、楽しく安全な学校生活を送ることができるよう様々な配慮を行っておりますが、変化する環境のなかで好奇心旺盛な子どもたちが、思わぬ事故に遭わないよう、先生方には注意深く見守っていただきたいと考えておりますし、教育委員会といたしましては、万全の点検・維持管理を行い、円滑な学校運営を支えてまいります。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

新型コロナウイルスでの対応に続いて、やはり学校における教職員の方々のプロッているのは、やっぱり中々つきることはないんだろうなという風に思っています。次です

水泳授業についてお伺いします。水泳授業は、昭和30年に高松市沖で連絡船同士が衝突沈没。その際、修学旅行の小中学生ら168人が犠牲となったことを受けて、水難事故から命を守るよう学校での水泳指導が求められ、現在の学習指導要領では必修となっています。しかし、水泳授業ならではの溺れるですとか、最悪命を落とすというリスクを抱え、教職員の皆さんは水泳授業に不安を抱えているのではと思うのは余計な心配でありましょうか。連絡船の衝突事故から約70年が経過した今でも水泳授業を学校に求めることが適切なかわかりませんが、必修であるならやらざるを得ないのでしょうか。ただ穴水小学校の現状、これを鑑みるとB&Gプールと専用の学校プールを所有しない穴水小学校の水泳授業これは切り離すことはできません。そこでお尋ねします。水難事故から命を守るために必修となっているこの水泳授業、そしてあまりに老朽すぎてもう修繕するレベルしないと、思われるB&Gプールですが、今後の水泳授業とプールの方向性について見解をお聞かせください。

○議長（佐藤豊）

松尾教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松尾美樹）

お答えいたします。

文科省が定める学習指導要領では、「適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、心得については、必ず取り上げる」とされており、震災

によりプールが被災した本町の小学校においては、1学期中に全学年2時間以上、座学による「水の怖さ」や、「水泳の安全注意や心得」の授業を行っています。

また、低学年の児童においては、水の事故に慌てないように、夏休みを前に、町民子どもプールにおいて、着衣水泳教室を実施いたしました。

議員ご指摘のとおり、B & G海洋センタープールは完成から43年が経過し、老朽が進んだうえに、今回の地震により、プール本体の亀裂などが確認され使用はできませんでしたが、来年度はプール授業に間に合うよう必要な修繕を行うとともに、今後の施設の方向性については、新築も視野に入れ検討してまいります。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

今年、文化スポーツ振興事業団の皆さんと久しぶりにB & Gプールの清掃をさせていただきました。雨の中だったんですが、古き良き時代を思い出しながら楽しい時間を過ごさせていただきました。ただ、プールの清掃が終わった後、どうも今年はB & Gプールは使えないらしいという情報が入ってきて、一体何だったんだろうと、思ったものでした。

命を守るための水泳授業と定義されている以上、穴水小学校の校舎の建設、並行してプールの整備も必要だと、今の松尾事務局長の答弁の通りだったと思います。次です

児童・生徒の通学路です。町では毎年、通学路交通安全プログラムに基づき県土木総合事務所、警察署、交通安全協会との関係機関と連携して通学路合同点検を行い、危険箇所の解消を図る等、安全確保に取り組んでいることは承知しております。今年度は例年に加えて震災による危険な建物、路面の隆起、陥没等により通学路においては更に危険箇所が増加したと懸念しているところでございます。そこでお聞きしますが、今年度、通学路合同点検はすでに実施されましたでしょうか。もし、未実施であるのであれば実施する計画はいかがですか。

○議長（佐藤豊）

松尾教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松尾美樹）

お答えいたします。例年、輪島警察署や交通安全協会、奥能登総合土木事務所等にご協力頂きまして、7月頃に実施しています「通学路合同点検」は、今年度は実施しておりません。

議員ご指摘のとおり、震災に伴って例年とは異なっており、公費解体や復旧作業の進捗によって通学路の状況は日々変化することから、今年度の「通学路合同点検」は行わず、学校と教育委員会が連携して随時点検を行い、危険な箇所を発見した場合は速やかに関係機関と協力し、改善していく所存でございます。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

必ずしも合同点検をしなければならないという訳ではなくて、様々な手法で対応していたらと思います。

町のホームページには、合同点検を受けまして、危険箇所や対策の一覧表が掲載されております。この一覧表これはこれで非常に見やすく、対応済みの事案はいいのですが中には「検討していく」または「〇〇年度以降に検討」、或いは「要望中」などと行政用語が使われている事案もいくつかあります。大中議員も冒頭で似たような発言をされていましたが、これら「検討していく」ですとか「要望中」とされた事案に対して、その後は「検討したのか、していないのか」、「検討や要望の結果どうなったのか」などを知ることができません。そこでお聞きします。結果を知りたい人が所管課へ足を運べばそれでわかることなのですが、どうせホームページに掲載していただけるなら、「検討」や「要望」の結果がどうなったのかも示していただけると有難いのですが、無理な要望でしょうか。

○議長（佐藤豊）

松尾教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松尾美樹）

先ほどご答弁させていただきましたとおり、今年度は実施をしておりませんが、例年は「通学路合同点検」の結果や対策内容について「通学路対策箇所一覧表」を作成し、町公式ホームページで公表しておりますが、検討や要望をした結果、解消された事案については翌年度の一覧表からは削除をしています。

今後は、検討や要望の経過や結果がわかるように、一覧表に項目を追加し、公表してまいります。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

そうしていただくと大変有難いです。

次、被災した子どもの心の影響についてです。特に子どもは災害で家屋や友人家族を失うことの恐怖や衝撃を受けることで、ストレスを起因とする次のような反応を起こすことがあるとの事です。

「災害のことばかり気にしている」「食欲が低下する」「落ち着きがなくなる」「悪い夢を見て眠れない」「イライラしたり、興奮しやすくなる」「日頃していた好きなことをしなくなる」地震によって日常を奪われ、これまでとは全く違う環境に置かれることは子どもにとって大きな不安が伴います。

そこでお聞きします。児童生徒で震災の影響による心のケアが必要なケース。これは生じていないのでしょうか、また仮に心のケアが必要なケース。生じた場合はどう対応なさるのでしょうか。

○議長（佐藤豊）

大間教育長。

○教育長（大間順子）

議員ご指摘のとおり、特に子どもは、災害を体験したことにより、体やこころに大きな影響を受けていると考えています。

ご質問の、「心のケア」が必要なケースはあるかについてですが、今のところ、児童生徒からの切実な訴えや、目に見えて暗く落ち込んでしまう様子はございませんが、普段元気そうにしているからこそ、何かの拍子で突然不安になったり、人に言えず心にため込んでしまっていないか、小さな兆候を見逃さないよう日頃から注意深く観察しているところです。

また、必要なケースが発生した際の体制ですが、震災前から週に一度、町に1名加配されたスクールカウンセラーが、石川県から加配を受け、震災後もう1名増員されたことに加え、教職員間の報告・連絡・相談体制をこれまで以上に密にし、「心のケア」については専門家の研修を受けるなど、子どもたちの思いを受けとめる体制を整えています。

発災から8ヶ月経った今も、大きなストレスをかかえた子どもたちに寄り添い、共に前を向いて、楽しい学校生活を送ることができるよう、努めてまいります。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

大人から見れば、子どもは普段通りに生活しているように見えても、或いは口に出して助けてと言わなくても大人は助けを求めるケースが少なくありません。こういった心のケアが必要なケースの発生は当然望んではいませんが、そんな子ども達を大人が注意深く見守っていくことが大切だと思っています。

最後、公費解体後の土地についてお伺いします。他の自治体の住民によると、「穴水町は早い対応でいいな。」と言われる公費解体。とは言え、公費解体後において、当該土地に住宅を建てない方にはその土地をどうするのか、という問題が残ります。国においては、相続した土地や解体後の土地を手放したい場合、10年分の管理費を負担したのちに国が引き取る「相続土地国庫帰属制度」なるものが昨年4月から始まっているようです。税金、或いは相続に関することはともかく先ほど湯口議員も触れておられたようですが、空き地のまま放置すると、身近な例でいいますと、土地所有者が高齢等の理由で適正な管理ができないことから雑草や不法投棄等により環境保全が保たれず、結果、地域や隣近所の住民から苦情が出ます。そして私の経験で言うとその苦情は土地所有者ではなく行政に向かいます。空き地を放置しておいてよいことはひとつもない。そう考えるんですが、最近になって他の自治体で被災された方が、自宅を公費解体した後、交通の便もいので穴水町で土地を求めて住宅を建てたい。という声を、実はこれ1件ではありません。土地所有者の中には自身の年齢や跡継ぎがない事で当該土地を手放したい、処分したい、売却したいとの思いを持つ方がいる可能性もございます。故に少しでも穴水町での人口の減少、空き地の増加を防ぎ、穴水で家を建てたいと希望する人が増え、かつ立地適正化計画の促進を含め、解体後の土地の有効な利活用策がないものかと、悪い頭をしぼって考えたので、お尋ねします。

この立地適正化計画が震災後どのように扱われるのか。はともかく、解体後の土地に住宅を建てる意思がない土地所有者に対して個別に空き家等バンク情報整備事業の協力かつ積極的なPRや推奨はできないでしょうか。加えて、農地がこの事業の対象外であるのであれば、農業委員会や農業振興地域との関連性はわかりませんが、事業の対象に農地を加えること。これは可能でしょうか。併せてお聞かせください。

○議長（佐藤豊）

小林観光交流課長。

○観光交流課長（小林建史）

お答えいたします。住宅宅地の有効利用策として、宅地を手に入れたい・宅地を手放したいという方々に対し、町では「空き家等バンク情報整備事業」が実施されております。

内容については、空き家情報に関すること。空き地情報に関すること。空き店舗情報に関すること。について、それらを有効活用し、定住、定着を図ることを目的としており、物件情報に関しては、個人の申請にて登録を実施しております。

議員ご指摘のとおり、令和6年能登半島地震において、住宅等が被災し建物解体を余儀なくされ、建物再建せずその土地を手放す方が増えると懸念され、さらに、大町・川島地区等の市街地でも、このような解体空き地が増える状況であり、その宅地の有効利用の観点からも、当該「空き家等バンク情報整備事業」を十分に活用頂きたいと考えております。

そして、改めて、町広報や町ホームページなどにより宣伝強化を図りながら、譲りたい方、譲り受けたい方をお繋ぎし、本来の姿である宅地に住宅が建築されるよう促進してまいります。

また、農業振興地域以外の農地であっても、宅地として利用する場合は、農業委員会での農地法に基づく転用許可が必要となることから、法的手続きを踏まえた土地利用の推進を図るためにも、事前に町農業委員会へ相談くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤豊）

宮本議員。

○1番（宮本浩司）

私の能力不足と勉強不足で、こんな程度しか考えつかなかったのですが、人口の減少空き地の増加を防いで、現在の制度も活用してもらいながら、1人でも多くの人に穴水町に住んでもらえる体制の整備が必要との思いで質問いたしました。何も、この件に限ったことではないのですが、執行部の皆さんは企画立案能力や学習能力、情報収集能力等に長けていますので、私ごときがいちいち質問するまでもないんだろうなと思いながら、そして今回の質問長かったかなと思いながら、1番宮本終わります。

○議長（佐藤豊）

以上で一般質問を終わります。関連質問はございませんか。

「無い」ようですので、関連質問を終わります。

◎議案等に対する質疑

○議長（佐藤豊）

これより、議案等に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。
質疑は「無い」ようですので、質疑を終わります。

◎議案等の常任委員会付託

○議長（佐藤豊）

次に、議案第27号から議案第45号までの議案19件及び、報告第22号について、各常任委員会及び予算決算特別委員会への付託を行います。

お諮りいたします。

議案第27号から議案第45号までの議案19件及び、報告第22号については、お手元へ配付してあります「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の各常任委員会及び予算決算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

「異議なし」と認めます。

よって、議案第27号から議案第45号までの議案19件及び、報告第22号については、付託表のとおり、所管の各常任委員会及び予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

予算決算特別委員会において、委員会条例第8条第2項に基づき、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長に、5番 山本 祐孝 議員 副委員長に、8番 小泉 一明 議員

以上のとおり、互選された旨報告がありました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて本日は散会といたします。

（午後3時08分散会）

令和6年第3回穴水町議会9月定例会会議録

招 集 年 月 日 令和6年9月20日(金)

招 集 場 所 穴水町議会議場

出 席 議 員 (9名) 議長 佐藤 豊

1番 宮本浩司 7番 伊藤繁男

4番 湯口かをる 8番 小泉一明

5番 山本祐孝 9番 小坂孝純

6番 大中正司 10番 浜崎音男

欠 席 議 員 副議長 小谷政一

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町 長 吉村光輝 副町長 宮崎高裕

教 育 長 大間順子

総務課長 北川人嗣 復旧復興 黒田篤史
対策室長

環境安全課長 荒木秀人 税務課長 出水幸織

住民福祉課長 笹谷映子 子育て健康課長 谷口天洋

観光交流課長 小林建史 地域整備課長 金谷康宏

上下水道課長 勝本健一 会計課長 岡浦祥美

総合病院
事務局長 橋本真

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 藤谷寿美 次長 諸橋徳子 係長 龍池公子

令和6年第3回穴水町議会9月定例会日程表（追加）

	月 日	曜日	時 間	議 事
第1日	9月3日	火	午前10時	(開 会) 第1、会議録署名議員の指名 第2、会期の決定 第3、町長提出議案等の提案理由の説明 第4、人事案件の採決 第5、諸般の報告 (散 会、議員協議会)
第2日	9月4日	水		休 会
第3日	9月5日	木		休 会
第4日	9月6日	金		休 会
第5日	9月7日	土		休 日
第6日	9月8日	日		休 日
第7日	9月9日	月		休 会
第8日	9月10日	火	午後1時30分	(本会議再開) 第1、一般質問 第2、議案等に対する質疑 第3、議案等の常任委員会付託 第4、議案等の予算決算特別委員会付託 (散 会)
第9日	9月11日	水		休 会
第10日	9月12日	木	午前10時 午後1時30分	総務産業建設常任委員会 教育民生常任委員会
第11日	9月13日	金	午前9時30分	予算決算特別委員会
第12日	9月14日	土		休 日
第13日	9月15日	日		休 日
第14日	9月16日	月		休 日(敬老の日)
第15日	9月17日	火	午前9時30分	予算決算特別委員会
第16日	9月18日	水	午前9時	予算決算特別委員会(現地審査)
第17日	9月19日	木		休 会
第18日	9月20日	金	午前10時	(本会議再開) 第1、常任委員会付託議案等の委員長報告 第2、常任委員会委員長報告に対する質疑 第3、討論・採決 第4、予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告 第5、予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑 第6、討論、採決 第7、議案第46号～議案第51号 議案上程、提案理由説明、質疑 常任委員会付託、討論、採決 第8、閉会中の継続審査及び調査 (閉 会)

町長から本会議に提出された追加議案は、次の6件であった

- 議案第46号 6災5408号 町道東部中央線道路災害復旧工事請負契約の締結について
議案第47号 6災5409号 町道東部中央線（その2）道路災害復旧工事請負契約の締結について
議案第48号 6災5410号 町道東部中央線（その3）道路災害復旧工事請負契約の締結について
議案第49号 6災5411号 町道東部中央線（その4）道路災害復旧工事請負契約の締結について
議案第50号 6災5414号 町道由比ヶ丘線ほか2路線道路災害復旧工事請負契約の締結について
議案第51号 財産の取得について

◎議事日程

- 日程第1、常任委員会付託議案等の委員長報告
日程第2、常任委員会委員長報告に対する質疑
日程第3、討論・採決
日程第4、予算決算特別委員会付託議案等の委員長報告
日程第5、予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑
日程第6、討論・採決
日程第7、議案上程、提案理由説明、質疑、常任委員会付託、討論、採決
日程第8、閉会中の継続審査及び調査

議 事 の 経 過

◎開議の宣告

（午前10時00分再開）

○議長（佐藤豊）

本会議を再開いたします。

2番 小谷 政一 議員から、入院治療のため欠席届が提出されている事をご報告いたします。

ただ今の出席議員数は、9名です。定足数に達しておりますので 本日の会議を開きます。

◎常任委員会付託議案等の委員長報告

○議長（佐藤豊）

これより日程に基づき、議案第27号から議案第38号までの議案12件及び報告第22号を一括議題といたします。

はじめに、各常任委員会に付託された議案等に対する審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 浜崎 音男 議員

○総務産業建設常任委員会委員長（浜崎 音男）

総務産業建設常任委員会委員長報告 令和6年9月議会です。

議題となりました議件の内、当委員会に付託された議案について、9月12日に審査いたしましたので、その経過及び結果を報告いたします。

議案第27号 令和6年度穴水町一般会計 補正予算 第3号について

議案第29号 令和6年度穴水町公共下水道事業特別会計 補正予算第2号について

議案第32号 穴水町水道事業会計 補正予算 第2号について

議案第33号 穴水町 本社機能立地促進のための 固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第34号 穴水町令和6年能登半島地震復興基金条例について

議案第35号及び36号は、財産の取得についてで、事務用パソコン機器107台分と、除雪ドーザー1台の購入であります。

議案第38号 町道川島2号線の認定について、

次に、報告第22号 穴水町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について であります。

以上の議案等については、各担当課から説明を頂き、質疑応答を行いました。

各委員からの主な意見として、

- 令和6年能登半島地震により、固定資産税が減免される事を、町民に分かるように周知し、また、減免を受けるために必要な申請がある場合には、該当基準や申請方法を分かりやすく広報すること
- 各種事業の実施にあたり、費用対効果の分析を十分に行ったうえで、事業の継続等を考慮すること

- 震災から半年以上が経過し飲料水の確保が出来ていない地区がある。一日も早い復旧向け、更なる対策を講じること

などの、意見がありました。

以上、付託されました議案9件及び報告1件については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決又は承認すべきもの」と決定いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（佐藤豊）

教育民生常任委員会委員長 小坂 孝純 議員

○教育民生常任委員会委員長（小坂孝純）

9番小坂です。只今から教育民生常任委員会委員長報告を行います。

議題となりました議件の内、当委員会に付託された議案等について9月12日に担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第27号 令和6年度穴水町一般会計 補正予算 第3号について

議案第28号 令和6年度穴水町国民健康保険特別会計 補正予算 第1号について

議案第30号 令和6年度穴水町介護保険特別会計 補正予算 第1号について

議案第31号 令和6年度穴水町病院事業会計 補正予算 第2号について

議案第37号 鹿波分団に配備する消防ポンプ自動車の取得についてであります。

以上の議案について、各担当課から説明を頂き、質疑応答を行いました。

各委員からの、主な意見として、

- 石川県から示された、令和6年能登半島地震復興基金基本メニューから今回予算化された17事業について、町民に寄り添った事業展開がなされるように検討し、広く周知に務めること
- 緊急通報装置 設置対象世帯については、応急仮設住宅等での生活実態を確認したうえで、安心した日常生活が送れるよう見守り対策をしっかりと行うこと
- 被災した医師住宅の解体に伴い、今後新に住宅の確保が課題となる。常勤医師が確保できるよう、実状に応じた医師住宅の整備を進めることなどの、意見がありました。

以上、付託されました議案5件については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、「可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会委員長報告を終わります。

◎常任委員会委員長報告に対する質疑

◇

○議長（佐藤豊）

これにて、各常任委員会における委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

「無い」ようですので、質疑を終わります。

◎討論

◇

○議長（佐藤豊）

これより、討論を行います。

討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

「無い」ようですので、討論を終わります。

◎採決

◇

○議長（佐藤豊）

これより、採決を行います。

議案第27号から議案第38号までの議案12件及び報告第22号を一括採決いたします。なお、各議案等に対する各委員長の報告は、いずれも可決、または承認であります。

お諮りいたします。

議案第27号から議案第38号までの議案12件及び報告第22号について、原案どおり可決、または承認することに賛成の方は起立願います。

（ 全員起立 ）

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第27号から議案第38号までの議案12件及び報告第22号については、原案どおり可決、または承認することに決定いたしました。

◎予算決算特別委員会付託議案の委員長報告

◇

○議長（佐藤豊）

次に、予算決算特別委員会に付託された議案に対する審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長 山本 祐孝 議員

○予算決算特別委員会委員長（山本祐孝）

予算決算特別委員会委員長報告。

予算決算特別委員会に付託された 議案第39号から第45号までの令和5年度穴水町一般会計及び各特別会計並びに病院事業会計、水道事業会計の歳入歳出決算認定議案7件について、審査の経過と概要・結果について報告いたします。

予算決算特別委員会は、去る9月13日・17日の両日に執行部出席のもと、令和5年度予算の執行状況について審査し、18日には現地審査を行いました。

まず、一般会計の実質収支額は、3億2,000万円余りの黒字決算。4つの特別会計においても、全て黒字決算となっています。

次に、病院事業会計では、地震による収益の悪化により1億1,000万円余りの赤字、水道事業会計では、水道使用料等の特別免除により3,100万円余りの赤字でした。

健全化判断比率は、早期健全化基準を全て下回り、財政状況は健全段階にあります。

また、資金不足比率においても、資産不足は発生しておらず、健全段階にあります。

審査の過程において委員からは、

- 職員の年齢層に偏りが生じており、今後、若い年齢層が管理職として手腕を発揮しなければならなくなる。また、各種研修を通して地方公務員としての資質向上を図り、住民目線で政策を実現していく力を備えて欲しい。
- 現代は、多様性を理解し海外の人間と関わり交流できる人材が求められている。各学校においても、情報通信設備が配備され、それらが可能となっている。子どもたちのグローバル人材育成は重要な施策と考える。今後、そのような事業も行って欲しい。
- 穴水町は立地場所がよく、遠方への通勤・通学にも便利な場所である。宅地の整備を進め、町外からの定住を促進すること等の指摘・要望・意見等がありました。

以上、審査の経過と概要・結果を報告いたしましたが、係数については決算書のとおり適正と認めたところであり、当委員会に付託された議案第39号から第45号までの令和5年度各会計歳入歳出決算認定議案7件については、いずれも全会一致で「認定すべきもの」と決定し、本会議に諮る事としました。

以上で、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（佐藤豊）

これにて、予算決算特別委員会における委員長報告を終わります。

◎予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑

○議長（佐藤豊）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。
「無い」ようですので、質疑を終わります。

◎討論

○議長（佐藤豊）

これより、討論を行います。
討論の通告はありませんが、討論はありませんか。
「無い」ようですので、討論を終わります。

◎採決

○議長（佐藤豊）

これより、採決を行います。
議案第39号から議案第45号まで議案7件を一括採決いたします。
なお、各議案に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。
お諮りいたします。
議案第39号から議案第45号までの議案7件について、原案どおり認定することに賛成の方は起立願います。

（ 全員起立 ）

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第39号から議案第45号までの議案7件については、原案どおり認定することに決定いたしました。

；

◎追加議案上程

○議長（佐藤豊）

ただ今、町長提出議案6件が追加提出されました。

（ 議案配付 ）

お諮りいたします。

ただ今、町長から提出がありました議案を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「無し」という声あり）

よって、町長提出議案第46号から議案第51号までを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加議案に対する提案理由説明

○議長（佐藤豊）

これより、追加議案に対する提案理由の説明を求めます。

吉村町長

○町長（吉村光輝）

今ほどは、9月議会に提出させていただきました補正予算等につきまして、ご決議をいただきまことにありがとうございます。

予算化された、町単独の3つの支援事業の他、石川県の復興基金事業につきましても、速やかに周知し、被災者の皆様の復旧と復興を加速させていきたいと思っております。

さて、ここで、本定例会に追加提案する契約案件5件と財産取得案件1件についてご説明いたします。

議案第46号から議案第50号の契約案件については、地震により被災した道路の災害復旧工事の契約案件であり、先日9月11日に他の入札事案11件とともに、一般競争入札したもので、町道東部中央線道路災害復旧工事4件と町道由比ヶ丘2号線ほか2路線道路災害復旧工事1件は、いずれも予定価格が5,000万円以上の工事であります。

5件の総工事延長は561メートルで、契約総額は、3億2,178万3,000円であり、舗装工事業者4社と仮契約しております。

次に、議案第51号「財産の取得について」は、今年元日に被災し、現在、仮設住宅などにお住まいで、自宅に帰ることのできない被災者の皆様の次の住まいの一つである「災害公営住宅」の建設予定用地について、穴水町上野地区の既設の町営住宅に隣接する用地を取得いたしたく、この度、その土地所有者6名と合意を得ました。

所在地は、穴水町字上野いの13の1番地、外7筆、取得面積は5,041.41㎡、取得価格は15,628,371円であり、一旦「穴水町土地開発基金」を活用して購入いたします。

いずれも、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条並びに第3条の規定により議会の議決をお諮りするものであり、何卒、慎重審議のうえ適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎追加議案に対する質疑

○議長（佐藤豊）

次に、議題となっております案件に対する質疑を行います。
質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。
質疑は「無い」ようですので、質疑を終わります。

◎常任委員会への付託及び討論の省略

○議長（佐藤豊）

お諮りいたします。
ただ今議題となっております、議案6件については、常任委員会への付託及び討論を省略いたしたいと思っております。
これに、ご異議ありませんか。
（「無し」という声あり）
「異議なし」と認めます。
よって、議案6件については、常任委員会への付託及び討論を省略することに決しました。

◎採決

○議長（佐藤豊）

これより、採決を行います。
議案第46号から議案第50号までの議案5件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第46号から議案第50号までの議案5件について、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第46号から議案第50号までの議案5件については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第51号について、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

お座り下さい。全員起立であります。

よって、議案第51号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び調査

○議長（佐藤豊）

次に、委員会の「閉会中の継続審査及び調査」について議題といたします。

各委員長から、委員会における継続審査及び調査について穴水町 会議規則第75条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「無し」という声あり)

「異議なし」と認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎閉会

○議長（佐藤豊）

以上で、本定例会に予定されました日程は、全て終了いたしました。

これをもって、令和6年第3回穴水町議会9月定例会を閉会といたします。

(午前10時25分閉会)

以上、会議の結果を記載し、その相違のないことを証する為、署名する。

令和 6年 9月20日

議会議長 佐藤 豊

署名議員 山本 祐孝

署名議員 大中 正司